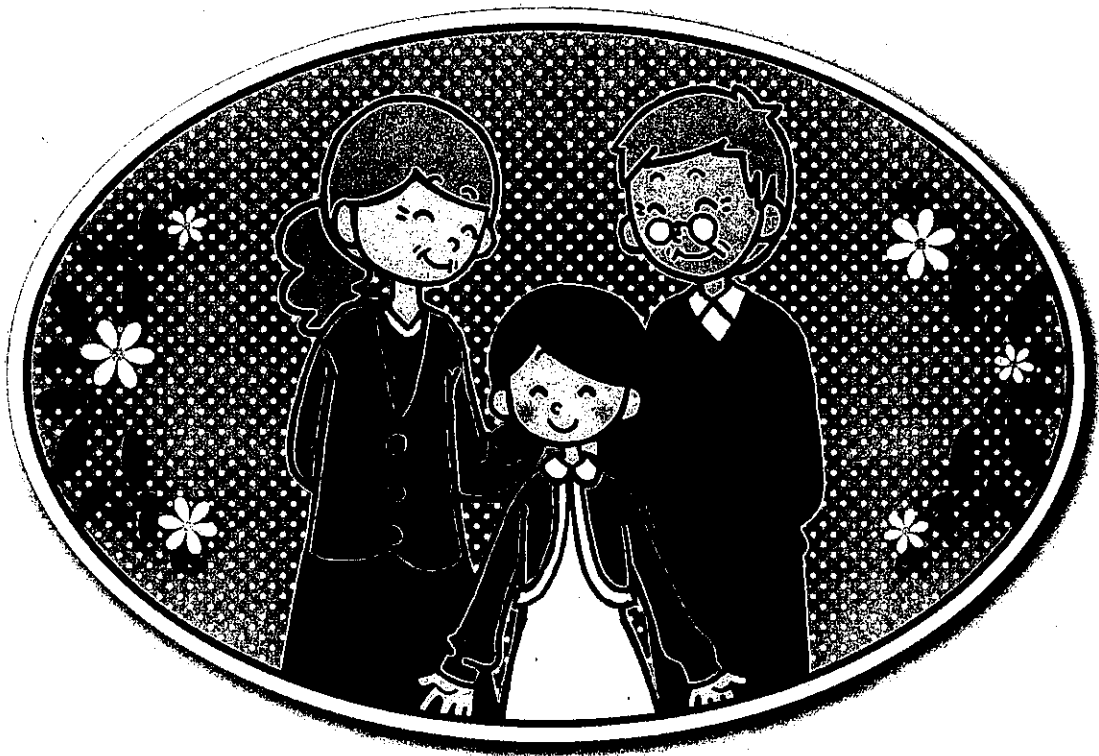


未成年後見パンフレット

福岡家庭裁判所



正式に決まったらご記入ください

基本事件：令和 年(家)第 号

未成年者氏名：

未成年後見人氏名：

未成年後見監督人氏名：

自主報告月：毎年 月

はじめに

※ このパンフレットでは、未成年後見人を「後見人」、未成年後見監督人を「後見監督人」、未成年被後見人を「未成年者」と呼びます。

- 【1】 後見人になられたら、このパンフレットを必ず最後までご熟読ください。
- 【2】 後見人の職務が終了するまでは、このパンフレットを大切に保存してください。
- 【3】 後見人の職務に際し、分からないことがあれば、まずはこのパンフレットをご覧ください。

このパンフレットは、後見人の職務（責任、義務、仕事の具体的内容など）についてまとめたものです。「第1部 基礎編」では後見人の職務を概観し、「第2部 実務編」では、後見人の仕事をさらに詳しく説明しています。

未成年後見制度とは、「未成年者を法的に保護し、支えるための制度」であり、後見人の責任は極めて重大です。特に財産管理に関しては、高い厳格性が求められ、未成年者のため以外に未成年者の財産から支出するなどして、未成年者に損害を与えた場合には「損害賠償の責任」を負うこととなります。さらに、悪質と認定された場合には、刑事裁判手続において「処罰」されることもあります。

このパンフレットをお読みいただき、後見人の職務について十分にご理解ください。そして、後見人の役割を適正に行っていただき、未成年者を援助してあげてください。

目 次

【第1部 基礎編】

1	後見人に就任してから終了までの流れ	1
2	後見人の職務	2
3	後見人の具体的な任務と注意事項	3
4	後見監督	6
5	後見人の任務終了	7

【第2部 実務編】

(☆印は特に重要な項目)

Q1	後見人の職務	8
☆ Q2	後見人の最初の職務	9
☆ Q3	財産目録と収支予定表(就職時)	10
☆ Q4	後見監督	11
Q5	身上監護	12
☆ Q6	財産管理	13
☆ Q7	預貯金の管理	14
Q8	収入の管理	15
☆ Q9	支出の管理	16
Q10	適正支出についてのよくある質問	17
Q11	不動産の管理	18
Q12	遺産分割における留意点	19
Q13	利益相反行為	20
Q14	未成年者の生活費の工面	21
Q15	未成年者との養子縁組	22
Q16	後見人の証明	23
Q17	転居や氏名が変わった場合	24
Q18	後見人の辞任	25

☆ Q19	後見人の責任と解任	26
☆ Q20	後見人の職務の終了	27
Q21	報酬の付与	28
☆ Q22	後見制度支援信託	29
Q23	自主報告	30

【参考資料】

資料1	後見事務報告書（記載例）	31
資料2	財産目録（記載例）	34
資料3	定期収支表（記載例）	37
資料4	引継書	38
資料5	伺いの書式（記載例）	39
資料6	財産管理（よくある質問）	40
資料7	申立てに必要なもの	41
資料8	提出書類の書式・コピーの取り方	42
資料9	福岡家庭裁判所及び各支部一覧	43

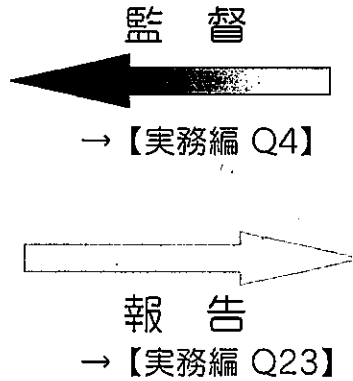
【第 1 部 基礎編】

1 後見人に就任してから終了までの流れ

後見人に就任すると未成年者が一人前になる（成人，結婚等）か，法律上の代理人が出来る（養子縁組，親権の回復等）までは後見人の職務が続きます。その間，後見人は家庭裁判所（もしくは後見監督人）の監督を受けることになります。

（後見人に就任したら）

1か月以内に財産・負債・収入・支出を把握し，財産目録を家庭裁判所に提出する。



（こんな場合は…？）

- 遺産分割などで利益相反行為が生じた →
- 高齢その他の事情により後見人をやめたい →
- 後見人の報酬をもらいたい →
- 後見人の使い込みが発覚した →

- 特別代理人の選任 →【実務編 Q13】
- 後見人の辞任許可 →【実務編 Q18】
- 報酬付与 →【実務編 Q21】
- 後見人の解任 →【実務編 Q19】



未成年者か
成人 婚姻 養子縁組したなど



→【実務編 Q20】

後見人の職務終了

- ・すみやかに財産目録，終了報告書を作成し，家庭裁判所に提出する。
- ・未成年者に財産を引き渡し，引継書を家庭裁判所に提出する。

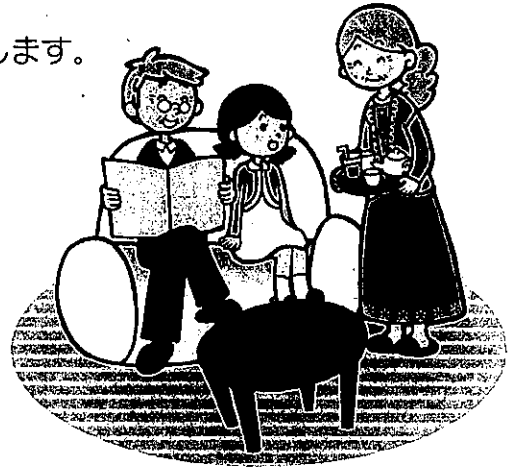
2 後見人の職務

後見人の職務は、次の3つです。

(1) 身上監護

- ・ 未成年者が、健康かつ安全に生活できるように保護します。
- ・ 社会人として自立できるように、相談にのったり、生活指導したりします。

→【実務編 Q5】



(2) 財産管理

- ・ 未成年者の財産を適正に管理します。財産を損じたり、後見人が勝手に使ったりしてはいけません。
- ・ 未成年者の財産は未成年者のために計画的に支出し、収支を明確にしなければなりません。また領収書などの資料を保管しておく必要があります。

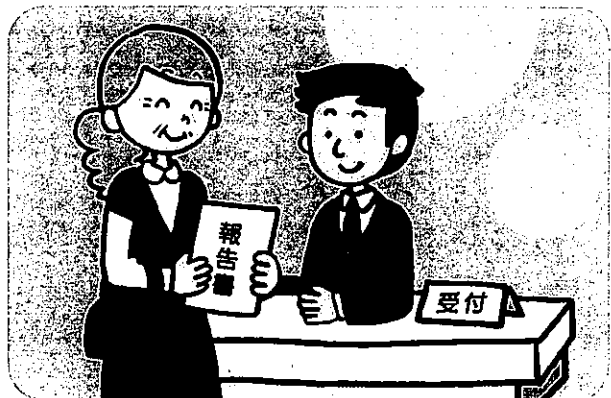
→【実務編 Q6】



(3) 報告義務

- ・ 法律で報告義務が定められています。家庭裁判所が指示する書類に資料を添えて報告してください。

→【実務編 Q23】



③ 後見人の具体的な任務と注意事項

(1) 身上監護

未成年者や後見人の住所が変わったときには、家庭裁判所に報告してください。→【実務編 Q17】

(2) 財産管理

ア 基本的な考え方

後見人には、未成年者のために、十分な注意を払って職務を遂行する義務があります。

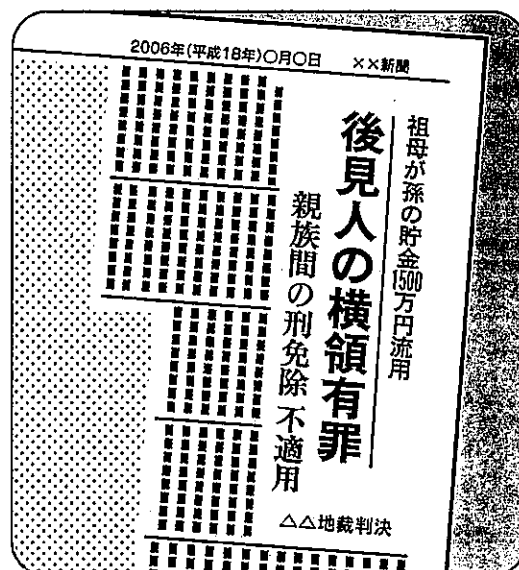
たとえ、後見人が未成年者の親族であっても、後見人となった以上、未成年者の財産はあくまで「他人の財産」であるということをしっかり認識し、適切な管理を心がけてください。

イ 安全確実な管理

財産管理の基本は、安全確実であることです。元本が保証されないような投機的な運用や第三者に貸すなど未成年者の利益を害するような行為をしてはいけません。

また、預金保険制度による保護の対象から外れていないか、元本が保証されているかといったことに十分留意してください。

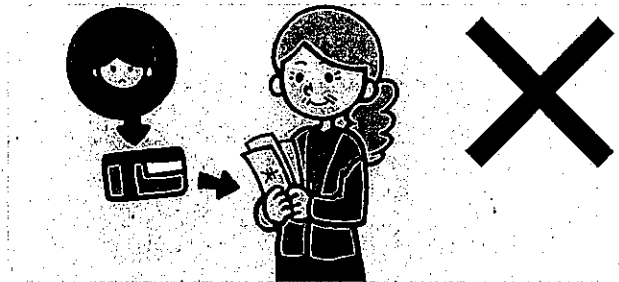
不正行為があれば、後見人を解任されたり、賠償責任を追及されたり、刑事事件（業務上横領罪や背任罪など）として告訴・告発されることもあります。



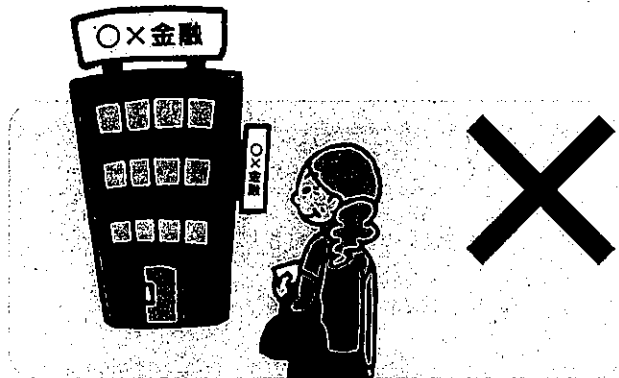
※例えばこんな場合は・・・？

(○=大丈夫, △=事情によります, ×=ダメです)

- ① 未成年者名義の財産
を後見人自身や第三者
の名義にする
→【実務編 Q7】



- ② 未成年者の財産を後
見人の負債返済等のた
めに一時的に借りる
→【実務編 Q9】



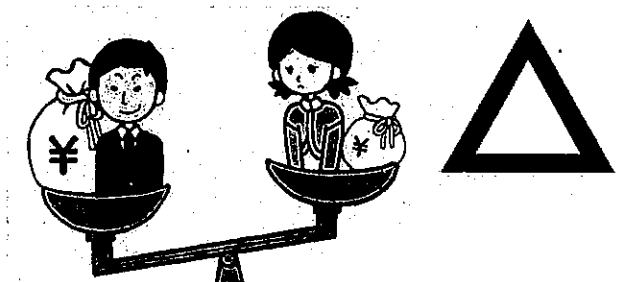
- ③ 未成年者の財産を親
族や他人に貸し付ける
→【実務編 Q9】



- ④ 未成年者名義の財産
を元本が保証されない
金融商品に投資する
(株, 投資信託, 為替リ
スクを伴う外資建て積立個
人年金など) →【実務編 Q7】



- ⑤ 遺産分割で, 未成年
者の相続分が法定相続
分を下回る
→【実務編 Q12】



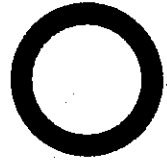
ウ 収支の明確化

未成年者の日常的な支出は、計画的に行ってください。未成年者の財産から支出できるものは、基本的には、未成年者の生活費、教育費、医療費、その他監護養育に必要な費用及び財産管理に必要な費用です。

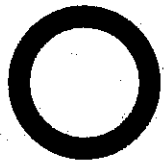
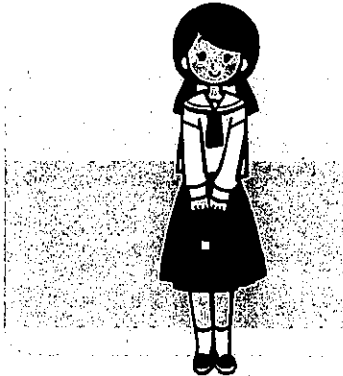
進学に伴う費用や入院費用等、臨時的な支出があれば、領収書やレシートなど裏付けとなる資料を保管しておいてください。

※例えばこんな場合は・・・？

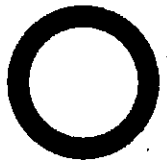
- ① 未成年者の習い事費用、小遣い、入院費、保険掛金を支払う
→【実務編 Q9】



- ② 未成年者の進学のための費用を支払う
→【実務編 Q9】



- ③ 後見事務に要する費用を支払う（コピー代など常識の範囲内）
→【実務編 Q10】



- ④ 後見人に対する報酬を未成年者の財産から勝手に支出する
→【実務編 Q21】



4 後見監督

家庭裁判所には、後見人の職務が適正に行われているかどうかを監督する権限と責任があります。家庭裁判所や家庭裁判所が選任した後見監督人が、後見人の職務を指導し、監督することを後見監督といいます。

後見監督は、基本的に年1回、後見人から家庭裁判所に書面で報告していただくことにより、行います。それ以外に、家庭裁判所から電話で問い合わせたり、後見人に家庭裁判所に来ていただき、事情をうかがうこともあります。

→【実務編 Q4, Q23】

報告の際には、財産目録や保管していただいている資料の写しの提出が必要です。支出内容等について、明確な説明ができるよう、収支を金銭出納帳に記載したり資料を整理しておくなど、日頃から留意しておいてください。



5 後見人の任務終了

後見人の任務は、未成年者が成人したとき、婚姻したとき、養子縁組したときなどに終了します。

後見人の任務が終了した場合、裁判所に財産目録等を提出し、未成年者にその財産を引き継ぐ必要があります。→【実務編 Q20】



【第2部 実務編】

Q1 後見人の職務

後見人とは、どのような仕事をするのですか？

A 後見人の職務は、①未成年者の身上監護を行うこと、②未成年者の財産を適正に管理すること、③後見人として行った職務の内容を家庭裁判所に報告すること、の3点です。

未成年後見制度とは、「未成年者を法的に保護し、支えるための制度」です。したがって、後見人は、未成年者の考えを尊重し、その心身の状態や生活の状況などをよく考えて、未成年者を援助していかなければなりません。

後見人の具体的な職務内容は、次のとおりです。

① 身上監護

身上監護とは、未成年者の住居の確保、生活環境の整備、適切に学業を受けさせること、病院での治療及び入院手続などの支援を行うことです。

② 財産管理

財産管理とは、未成年者が持っている財産を適正に管理・処分することであり、高い厳格性が求められています。財産管理に関する職務内容は次のとおりです。

ア 後見人に選任されたら、速やかに未成年者の財産や収入等を調査し、その結果を1か月以内に書面（財産目録、収支予定表）にして家庭裁判所に提出する。

イ 未成年者の生活、教育、医療、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産管理計画を立てる。

ウ 未成年者の財産を適正に管理する（管理の内容は、預貯金通帳の保管、保険金・遺族年金等の受領、学費その他の必要な経費の支出など広範囲に及びます。）。

エ 財産の管理状況等について、定期的に家庭裁判所に報告する。

③ 職務内容の報告

財産管理についての報告は上記②に記載のとおりですが、身上監護についても定期的に家庭裁判所に報告する必要があります。したがって、未成年者の生活状況や健康状態などについても常に把握しておく必要があります。

Q 2 後見人の最初の職務

後見人として最初に何をすればよいのですか？

A 後見人に選任されたら、①速やかに未成年者の資産や収入等を調査し、②未成年者のための「財産管理計画」を立てなければなりません。そして、③その結果を書面（「財産目録」（「収支予定表」を含む）にし、④その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）と共に、1か月以内に家庭裁判所に提出しなければなりません。

1 後見人が未成年者の財産を適正に管理するためには、まず最初に、未成年者の財産内容を正確に把握しておくことが必要です。したがって、後見人に選任されたら、速やかに未成年者の財産内容を調査してください。

後見人に選任されると、未成年者の財産を管理する権限が与えられますので、預金残高や株式の取引残高、生命保険の契約内容等について、銀行、証券会社、保険会社などから情報や資料を得ることができるようになります。

2 未成年者の財産調査に際し、未成年者の預金通帳などを他の親族らが保管していることが判明した場合は、必ずその方から引継ぎを受けてください。後見人は、未成年者の全財産についての管理責任がありますので、引継ぎを受けないで生じた損害についても当然に責任を負うこととなります。

3 後見人には、未成年者の財産を適正に管理する責任がありますので、未成年者の資産や収入等に応じて、財産を計画的かつ適正に支出していかなければなりません。

そのためには、事前に財産管理計画を立てて、「定期的な支出」を明確にしておく必要があります。

4 「定期的な支出」とは、未成年者にとって必要な支出のうち、食費、衣料費、学費、住居費、医療費などの恒常的な支出をいいます。したがって、例えば「風水害による家屋修理費」といった一時的な支出はこれに含まれませんし、「他人への贈与」といった不適切な支出もこれに該当しません。

なお、この「定期的な支出」以外の出費は、「予定外の支出」ということとなりますので、その支出に当たっては慎重な判断が必要です。もちろん、家庭裁判所からも、そのような支出をした理由、支出額が適正なものであるかについて、詳細な説明を求められることがあります。

Q3 財産目録と収支予定表（就職時）

財産目録と収支予定表には、何をどのように記載すればよいのですか？

A 財産目録には、①未成年者の資産（預貯金、保険金、現金、不動産、株式など）、②負債、収支予定表には、③定期的な収入（遺族年金など）、④定期的な支出（生活費、学費など）について、具体的に記入していただきます。

1 未成年者の財産の内容を一覧表にした資料のことを「財産目録」といいます。未成年者の定期的な収支を一覧表にした資料を「収支予定表」といいます。これらは不慣れな人でも作成できるように定型の用紙が用意されています。

財産目録及び収支予定表は、未成年後見人選任の申立ての際にも提出してもらっていますが、後見人に選任されたら改めて再調査をしていただき、最新の正確な目録を提出していただく必要があります。

※ 定型の用紙に書き切れない場合は、別の用紙をご利用いただいて結構です。また、パソコンなどを利用して、作成していただいても構いません。その場合には、用紙の大きさは必ずA4判とし、記載項目や記載順序等については必ず定型書式を準用してください。

2 未成年者の資産については、「未成年者が相続人の1人となっている財産」についても必ずご記入ください。例えば、未成年者の父親が死亡して未成年者が相続した不動産の所有名義が、亡父のままになっている場合などがこれに該当します。この場合には、財産目録の「10 相続関係について」に記入してください。

また、事実上未成年者の資産であれば、仮に未成年者の名義でなくても必ずご記入ください。この場合には、備考欄に「〇〇名義」というように記入してください。

3 財産目録の提出に際しては、必ずその内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）と一緒に提出していただく必要があります。添付していただく資料については、財産目録定型用紙の※印部分に記載してありますので、必ずご提出ください。

4 後見人には、今後家庭裁判所に報告する場合には財産目録を提出していただくことになりますので、ご記入いただいた財産目録は、提出前にコピーをとるなどして、控えをお手元に残しておくと便利です。今後財産目録を作成する際は、前回の目録を参考にしながら、その後の財産内容の変化が分かるようにご記入ください。

なお、提出した資料は原則お返しすることは出来ませんので、資料についても必要なものはコピーをとるなどしてください。

※ 2回目以降の報告については、次ページ以降をご覧ください。

Q4 後見監督

後見監督とは、どのようなことをするのですか？

A 「後見監督」とは、後見人の職務が適正に行われているかどうかを、家庭裁判所が調査し、確認することをいいます。

その際には、未成年者の身上監護及び財産管理の状況について、後見人に報告書や資料を提出していただくことになります。また、場合によっては、説明のために家庭裁判所に来ていただくこともあります。

1 後見監督の具体的な方法については、それぞれケースによって異なりますが、未成年者の生活状況や財産管理状況等について、後見人に対し、書面照会又は面接調査が行われます。

後見人には、原則として「後見事務報告書」、「財産目録」及び「通帳の写し」を、必要に応じて「定期収支表」、「領収書等のコピー」などを提出していただきますので、後見人は、ふだんから未成年者の生活状況や財産状況などを詳細に把握しておくことが必要です。

2 「後見事務報告書」については、定型の用紙が用意されています。31～33ページにその記載例が示されていますので参考にしてください。

「財産目録」と「定期収支表」については34～37ページに記載例があります。また、領収書などのコピーの取り方については、42ページをご参照ください。

3 家庭裁判所から報告を求められる場合は、書面が送られてきます。ただし、自主報告の場合は書面は送られてきません(→【Q23】)。指定された期限を厳守して報告してください。

また、未成年者の身上監護及び財産管理の状況が大きく変動する場合は、自主的に家庭裁判所へ報告してください。この場合の財産の変動は、臨時的な収支が月額30万円以上の増減を目安とし、30万円以上を支出する場合は、事前に裁判所にご相談ください。

4 管理財産が高額である場合には、後見制度支援信託の利用を検討していただく場合があります。→【Q22】

また、同様の場合に、第三者の専門職が未成年者の財産管理の大部分を担当する後見人として選任されたり、後見人の職務状況を監督する監督人(後見監督人)として選任されたりすることもあります。後見監督人が選任された場合は、後見人は後見監督人に対し、後見事務の内容を定期的に報告しなければなりません。

5 後見人が故意に監督に應じなかったり、財産管理等が適正にされていなかったりする場合には、家庭裁判所が後見人を解任することがあります。

また、後見人が、未成年者の財産を勝手に自分のものにした場合には、業務上横領罪として処罰されることもあります。

Q5 身上監護

身上監護とは、どのようなことをするのですか。

- A 後見人の職務である「身上監護」とは、未成年者の生活、教育、医療などに関する行為を行うことをいいます。例えば、未成年者の住居の確保、生活環境の整備、病院への入退院の手続などがこれに該当します。
- 1 身上監護に当たっては、未成年者の年齢、心身の発達に応じて、その健全な成長に配慮し、未成年者に適切な教育、医療を受けさせる必要があります。
 - 2 身上監護に当たっては、未成年者の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状態に配慮しながら、未成年者の利益に最大限かなうように職務を行わなければなりません。
 - 3 未成年者が転居した場合、後見人と未成年者が別居するようになった場合、後見人と未成年者が同居をした場合は、家庭裁判所に報告してください（→【Q17】）。また、未成年者が長期間家出状態になって連絡が取れなくなり、後見人が未成年者の指導を行えない場合、後見人の健康状態に不安があり、未成年者の身上監護に支障が生じるおそれがある場合などには、家庭裁判所にご相談ください。

Q6 財産管理

財産管理とは、どのようなことをすればよいのですか？

A 後見人の職務である「財産管理」とは、未成年者の財産を適正に管理することであり、具体的には、①印鑑や預貯金通帳の保管・管理、②遺族年金や保険金などの受領、③不動産の維持・管理、④必要な経費の支出、⑤生活資金を捻出するための動産及び不動産の処分、など広範囲に及びます。また、未成年者が無断で行った法律行為（売買契約など）につき、その取消を求めることも、重要な財産管理行為です。

1 後見人には、広範な代理権と取消権が自動的に与えられており、自ら自己の財産を管理する能力が十分でない未成年者に代わり、その財産を適正に管理しなければなりません。財産管理は、後見人の権利であるとともに、義務ともいえるものです。

なお、後見人の財産管理には高度な注意義務が課せられており、後見人の不注意によって未成年者に損害を与えたときは損害賠償の責任が生じます。

2 未成年者は、財産管理能力が十分ではないのですから、後見人によらずに未成年者が自ら法律行為（売買契約など）を行った場合には、未成年者にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、後見人は、未成年者の財産を散逸させないように法律行為についての取消を求めなければなりません。

3 財産管理において重要なことは、まず「未成年者の生活や教育、医療、財産管理等に必要な費用を計算するなどして、財産管理計画を立てる」ことです。

また、財産管理状況について詳細な説明を求められた場合、いつでも即座に対応ができるように、日頃から金銭出納帳を付けるなどして未成年者の財産管理状況をきちんと記録し、領収書等をしっかりと保管しておくことも重要です。

4 30万円以上の臨時的な支出を予定している場合は、未成年者のための支出であることが明らかであっても必ず事前に裁判所に相談するようにしてください。また、未成年者の財産から支出をしてよいのかの判断に迷った場合も事前に相談してください。

→【資料5】、【資料8】

5 30万円以上の現金を後見人の自宅等で保管することは、財産の混同や紛失に繋がる恐れがあるため、原則として認められていません。

6 財産管理の具体例については、次のページもご参照ください。

Q7 預貯金の管理

預貯金の管理については、何を注意したらよいのでしょうか？

A 未成年者の預貯金については、基本的に次のことに注意してください。

- ① 未成年者の名義で管理すること。
- ② 預貯金の口座は、管理しやすいようにできる限り整理すること。
- ③ 安全確実な管理を心がけること。

1 預金口座については、その名義を未成年者としてください。「管理しやすいから」といって後見人自身や第三者の名義にすることは許されません。

出し入れが頻繁な口座については、「後見人が管理している未成年者の預貯金」であることを明確にしておかなければ、銀行窓口でその都度ご自身が後見人であることを説明しなければならないなどの不便が生じてきます。このような場合には、後見人と未成年者の財産を明らかに区別するために、預貯金の名義を

「未成年被後見人〇〇〇〇〔未成年者名〕未成年後見人△△△△〔後見人名〕

としてください。

このような口座を作る際、金融機関から、後見人であることを証明するよう求められることがあります（→【Q16】）。金融機関によって取扱いが異なりますので、必要書類等の詳細は、各金融機関に問い合わせてください。

2 残高の少ない口座が多数あると、管理が煩雑になり、過誤につながりかねません。また、後見監督の際には全通帳のコピーを提出していただきますので、口座数が多いと、その分労力を要することになります。したがって、小口の口座については、できる限り解約する等してまとめるようにしてください。

3 未成年者の財産管理は、安全確実であることが基本であり、投機的な運用は認められません。「利回りがよい」といって、未成年者の預貯金を用いて株や元本割れの可能性のある金融商品等を購入することは許されません。

万が一、損害が発生した場合は、後見人が弁償することはもちろん、後見人を解任される可能性もあります。

Q 8 収入の管理

未成年者の収入は、どのように管理すればよいのですか？

A 未成年者の収入としては、遺族年金、不動産収入などが考えられます。必ず、後見人など第三者の収入と区別して、未成年者名義の口座（又は「後見人が管理している未成年者の預貯金」であることが明確に表示してある口座）で管理してください。

1 遺族年金などの公的なものについては、通常未成年者名義の口座に振り込まれますが、家賃等の不動産収入については、管理業者などの口座に一旦振り込まれ、管理費や負債返済費などが差し引かれて未成年者に支払われる場合があります。

このように、未成年者の収入が他者の口座に振り込まれていたり、逆に、他者の収入等が未成年者の口座に振り込まれているような場合には、未成年者の財産を把握することが難しくなってしまいます。

したがって、未成年者の収入については、後見人など第三者の収入と混同することのないよう、未成年者名義の口座（又は「後見人が管理している未成年者の預貯金」であることが明確に表示してある口座）で管理してください。

2 未成年者の定期的な収入については、容易に把握ができるように、なるべく一つの口座で管理するようにしてください。

3 兄弟姉妹がともに未成年者である場合、家賃、光熱費、食費等の支出に不公平が生じないように留意する必要があります。

Q9 支出の管理

未成年者のための支出の管理は、どのようにすればよいのですか？

A 未成年者の財産から費用を支出する際には、それが未成年者のための適正な出費であることが当然必要ですが、さらに、「限りある財産を有効に利用する」という視点が必要です。

そして、その管理に当たっては、①未成年者のための支出と、後見人など第三者の支出とが混同しないように区別し、②日頃から支出状況についてきちんと記録して、③個々の支出内容を裏付ける領収書等の証明資料をしっかりと保管しておくようにしてください。

1 後見人に選任された方は、仮に未成年者の親族であったとしても、後見人となった以上は「他人の財産」という意識を持って未成年者の財産を管理する必要があります。

未成年者の祖父母や兄弟姉妹に対してであっても、未成年者の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。

2 適正な支出とは、未成年者についての①生活費、学費、医療費、②税金や保険料、③家屋修繕費など財産の維持管理費、④後見事務における資料収集費用（戸籍謄本の申請料など）、などが考えられます。

しかしながら、上記内容であれば無制限に支出して良いというものではなく、未成年者の生活水準を保ちつつも、限りある財産を有効に利用することが必要です。その判断に当たっては、一般の良識にしたがって誰もが納得できる支出であることが前提となりますので、疑問や不安がある場合には、家庭裁判所にご相談ください。

Q10 適正支出についてのよくある質問

- (1) 後見人の職務のため支払ったコピー代、交通費などは支出できますか？
- (2) 未成年者の身内や知人らへの香典や祝儀等は支出できますか？
- (3) 契約者や受取人を未成年者以外とする保険契約をしてよいですか？
- (4) 未成年者と同居している後見人の生活費は支出できますか？

A (1) 後見人の職務を行うために支払ったコピー代、交通費などは支出して構いません。ただし、交通機関については、基本的には列車やバスなどの公共交通機関の料金に限られます。もしタクシーを日常的に使い、その費用を支出したいという場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

(2) 未成年者の身内や親しい友人の慶弔に関する支出については、常識的な金額の範囲内であれば、未成年者の財産から支出して構いません。ただし、支出の必要性や相当性について、慎重な判断が必要であり、誰もが納得できるものでなければなりません。

(3) 未成年者の財産から保険料を支払う保険を契約する場合、未成年者以外の方が契約者又は保険金の受取人になることは認められません。もちろん、後見人が未成年者の代理人として契約することは問題ありません。

(4) 未成年者と同居している後見人の生活費を支出することは基本的にはできません。しかし、後見人が未成年者の親族であり、未成年者が後見人の扶養義務者に該当する場合は、支出する余地があります。家庭裁判所にご相談ください。

(5) これら以外の支出管理の具体例→「資料6 財産管理（よくある質問）」

Q11 不動産の管理

未成年者の不動産を管理するに際し、何を注意すればよいのですか？

A 処分の必要性等について十分に検討の上、事前に家庭裁判所に相談し、指示に従ってください。

- 1 不動産の処分という場合には、売却、賃貸、抵当権の設定のほか、賃貸借の解除、増改築、贈与、使用貸借、譲渡担保権、仮登記担保権、不動産質権の設定等が含まれます。
- 2 不動産を売却すれば費消されやすい現金となり、抵当権を設定すれば不動産の財産的価値が減少してしまいますので、むやみに処分することは望ましくありません。したがって、処分に当たっては、その必要性等について十分に考慮し、未成年者に損害を与えることのないように注意しなければなりません。また、万が一、損害が発生した場合は、後見人が弁償を求められたり、後見人を解任されたりする可能性もあります。このような危険を避けるため、未成年者の不動産を処分するに当たっては、必ず事前に裁判所に相談し、指示に従ってください。
- 3 不動産の売却代金は、必ず未成年者名義で管理してください。

Q12 遺産分割における留意点

未成年者に関する遺産分割は、どのようにすればよいのですか？

A 未成年者が相続人となっている遺産分割の協議に当たっては、後見人が未成年者を代理することになります。その協議に当たっては、原則として未成年者が法定相続分（民法第900条参照）を取得できるようにする必要があります。

1 遺産分割協議においては、未成年者の権利を守るため、原則として法定相続分を確保する必要があります。勝手に放棄をしたり、不当に少ない取り分で協議に応じたりすることは基本的に許されません。

また、後見人も相続人の一人である場合には、遺産分割協議において、未成年者と後見人との利益が相反してしまいます。そのような場合には、後見人は未成年者を代理することができませんので、家庭裁判所に「特別代理人選任」という申立てをして、遺産分割協議における未成年者の代理人を決める必要があります。この申立てを審理する際に、予定されている遺産分割協議の内容が、未成年者の法定相続分を確保しているかどうかの確認もします。

このように、未成年者と後見人との利益が相反する法律行為を「利益相反行為」といいますが、このような場合には遺産分割に限らず特別代理人の選任が必要です。→【Q1.3】

2 相続人の中で意見がまとまらず、遺産分割協議が一向に進展しないような場合には、家庭裁判所での調停や審判を利用する方法があります。